（三）地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

①　国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

②　中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、提供する。

また、中小企業庁は、地方公共団体の長により認定された商品又はサービスの受注機会の増大を図るため、中小機構が主催する展示会等の場を活用するものとする。

2　組合の活用に関する基本的な事項

（一）事業協同組合等、官公需適格組合の受注機会の増大

①　国等は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年六月一日法律第百八十一号）に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

②　中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取り組みを支援する。

（二）官公需適格組合の活用

①　国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるとともに、中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。

②　国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。

③　中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取り組みを支援する。

第四　前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

（一）基本方針の普及及び徹底等

国等は、本基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会（注）への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（注）中小企業庁及び各経済産業局等の担当者が、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、本基本方針の内容を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう要請を行う場。各経済産業局等が主体となって全都道府県五十ヵ所で開催。

（二）基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

各府省等は、上記第二及び第三の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知する等、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、当該諸項目の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、その実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

平成26年度中小企業・小規模事業者向け契約実績

（単位：億円）

各府省等名	官公需総実績額（A）				中小企業・小規模事業者向け契約実績額（B）				B／A（%）			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
衆議院	25	9	85	119	18	2	12	32	72.1	21.5	14.3	27.0
参議院	3	4	15	22	2	1	4	6	55.6	21.7	24.1	28.2
最高裁判所	32	333	112	477	22	35	47	103	67.9	10.4	41.8	21.6
会計検査院	1	1	5	7	1	1	2	3	65.1	99.0	34.9	49.2
内閣・内閣府	376	697	703	1,775	184	538	241	963	49.0	77.2	34.2	54.2
復興庁	1	0	2	3	[0.4]	0	1	1	60.2	0.0	26.4	34.3
総務省	30	2	293	325	22	1	144	166	72.4	60.0	49.0	51.2
法務省	508	95	441	1,044	255	77	138	469	50.2	80.4	31.2	44.9
外務省	8	3	60	71	5	2	18	25	56.9	78.1	29.7	34.8
財務省	165	145	374	683	94	131	223	448	57.3	90.6	59.5	65.6
文部科学省	433	11	52	496	287	11	23	320	66.1	94.4	44.1	64.5
厚生労働省	190	39	227	456	127	35	128	290	66.6	89.2	56.4	63.5
農林水産省	95	1,436	1,039	2,569	62	1,123	745	1,930	65.5	78.3	71.7	75.1
経済産業省	34	3	152	189	31	1	93	125	89.2	20.0	61.5	65.8
国土交通省	914	18,865	5,836	25,615	420	11,585	2,191	14,196	46.0	61.4	37.5	55.4
環境省	24	100	442	565	20	37	110	167	82.9	37.4	25.0	29.6
防衛省	3,744	2,792	2,033	8,569	2,079	751	1,025	3,855	55.5	26.9	50.4	45.0
国計	6,584	24,534	11,870	42,988	3,628	14,330	5,142	23,100	55.1	58.4	43.3	53.7
公庫等計	12,764	8,427	10,100	31,290	7,210	3,930	4,971	16,111	56.5	46.6	49.2	51.5
国等計	19,348	32,961	21,970	74,278	10,838	18,260	10,113	39,211	56.0	55.4	46.0	52.8

（注1）計の欄の金額は、各府省等から平成26年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

（注2）括弧書（[　]）は、金額が5千万円未満であることを示す。